

別記（3）

組織化支援事業

第1 事業の目的

生産者等の組織化による有機農産物の流通、販売体制強化を支援することにより、県内における有機農業の取組を拡大する。

第2 事業の区分

1 新規連携グループ設立支援

生産者を含む複数の者が連携し、有機農産物の生産や販売等、一体的に行う連携グループを設立するための検討、調査、体制整備等に係る取組

2 新規法人設立支援

生産者を含む複数の者が連携し、有機農産物を販売する法人の設立

第3 事業の採択要件

事業の採択に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

1 新規連携グループ設立支援

- (1) 当該年度に新たに設立する連携グループであること。
なお、「連携グループ」とは生産や販売等、一体的に取り組むグループであり、1次生産者の生産拡大を伴うものであること。
- (2) 有機農業に取り組む農業者（法人を含む）を含んだ複数の者による連携グループであること。
- (3) 事業実施年度中に有機農産物の「生産・販売連携事業計画」を作成すること。
- (4) 連携グループの構成員となる農業者は、原則、事業実施年度の翌年度から2年以内に島根県エコロジー農産物推奨制度の「不使用」区分又は有機JAS認証への申請を行うことが確実に見込まれること。

2 新規法人設立支援

- (1) 当該年度に新たに設立された法人であること。
- (2) 有機農業に取り組む複数の農業者（法人を含む）により設立された法人であること。
- (3) 有機農産物の販売事業を行う法人であること。
- (4) 国や県の他の事業（法人化支援等）の交付対象ではないこと。
- (5) 事業実施年度の2月末日までに事業申請をすること。
- (6) 法人の構成員となる農業者は、原則、事業実施年度内に島根県エコロジー農産物推奨制度の「不使用」区分又は有機JAS認証への申請を行うことが確実に見込まれること。

第3 事業の実施期間

平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

第4 事業の内容

1 新規連携グループ設立支援

補助対象事業の内容は、生産者を含む複数の者が連携して有機農産物の生産や販売等、一体的に行う連携グループを設立するために必要な検討・調査・体制整備等に係る経費を支援する。

2 新規法人設立支援

補助対象事業の内容は、法人登記などに伴う経費の支援とする。

第5 事業の実施手続き

1 事業実施（変更）計画の審査（新規連携グループ設立支援に限る）

- (1) 事業実施主体は、事業計画審査依頼書（様式第1号）に事業実施計画書（組織化支援様式第1号-1）を添付し、事業実施主体の事務局が所在する市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により提出された事業実施計画書を隠岐支庁・農林振興センターを經由して

知事に提出するものとする。

- (3) 知事は、事業実施計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。
- (4) 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業計画変更審査依頼書(様式第2号)に事業実施変更計画書(組織化支援様式第1号-1)を添付し、(1)から(2)に準じて提出するものとする。
- (5) 知事は(4)により提出された事業実施変更計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

2 補助金交付(変更)申請

- (1) 連携グループを設立する事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第3号)に事業実施計画(組織化支援様式第1号-1)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。
- (2) 連携グループを設立する事業実施主体は、事業実施変更計画の承認を受けた場合は、交付要綱第6に基づき、補助金変更承認申請書(様式第4号)に事業実施変更計画書(組織化支援様式第1号-1)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。
- (3) 法人を設立する事業実施主体は、補助金交付申請書(組織化支援様式第1号-2)を作成し、事業実施年度の2月末日までに、次のアからエに掲げる書類を添付し、交付対象者の事務局が所在する市町村長に提出するものとする。
 - ア 登記事項証書
 - イ 定款の写し
 - ウ 事業計画書(組織化支援様式第1号-2別紙)
 - エ 構成員名簿(組織化支援様式第1号-別紙2)
- (4) 市町村長は、(3)により交付対象者から提出のあった交付申請書及び添付書類を隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

3 実績報告

- (1) 連携グループを設立する事業実施主体は、交付要綱第9に基づき、補助金実績報告書(様式第7号)に事業実績報告書(組織化支援様式第2号-1)を添付し、農産園芸課に提出するものとする。
- (2) 法人を設立する事業実施主体は、補助金交付決定を受けた場合、速やかに補助金交付請求書(組織化支援様式第2号-2)により、知事に請求しなければならない。

4 事業達成状況報告

- (1) 事業実施主体は、達成状況報告書(様式第8号)に組織化支援様式第3号を添付し、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年4月末までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は(1)により提出された事業達成報告書を、毎年5月末までに隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

5 その他書類の提出先

連携グループを設立する事業実施主体は、交付要綱第6第2項に基づく事業遂行状況報告書(様式第11号)、交付要綱第7に基づく補助金概算払請求書(様式第5号)、交付要綱第8に基づく事業完了報告書(様式第6号)については、農産園芸課に提出するものとする。